

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	/

① 年月日・時間	①令和7年7月31日(木) 10:00～11:30 ②令和7年7月31日(木) 13:00～14:00 ③令和7年7月31日(木) 14:10～15:10 ④令和7年7月31日(木) 15:20～16:20 ⑤令和7年8月1日(金) 11:00～12:00 ⑥令和7年8月1日(金) 13:00～14:00						
② 場所	①株式会社資生堂汐留オフィス(東京都港区) ②③④⑤⑥衆議院第二議員会館(東京都千代田区)						
③ 相手方	①株式会社資生堂 村上 辰誠 ほか ②経済産業省 中小企業庁 金融課 課長補佐 山本 輝大 ほか ③国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課長 指田 徹 ほか ④内閣府 地方創生推進室 次長 羽白 淳 ほか ⑤文部科学省 初等中等教育局参事官(高等学校担当)付専門官(併)高校教育改革係長 山本 文 ほか ⑥環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 課長補佐 山田 浩司 ほか						
④ 参加者	徳島県議会議員 須見 一仁、原 徹臣、福山 博史、平山 尚道、木下 賢功						
⑤ 目的・内容	①株式会社資生堂にて、「高齢者美容」と「資生堂ライフクオリティーマーキャップ」の取組について、説明を受けた。 ②経済産業省の職員から、「中小企業支援」について、説明を受けた。 ③国土交通省の職員から、「地方空港の利用・活性化」について、説明を受けた。 ④内閣府の職員から、「二拠点生活・地方創生」について、説明を受けた。 ⑤文部科学省の職員から、「公立高校の魅力向上」について、説明を受けた。 ⑥環境省の職員から、「循環経済の実現に向けた環境施策の近況」について、説明を受けた。						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	旅費	42,200	10/10	42,200	バック旅行代金 7/31 JAL452 7:05徳島発-8:20羽田着 8/1 JAL461 15:40羽田発-16:50徳島着 宿泊: アパホテル(赤坂見附)		
	交通費	7,600	1/3	2,533	7/31 タクシー代※3名乗り合わせ (羽田空港～資生堂汐留オフィス)		
	交通費	1,500	1/3	500	7/31 タクシー代※3名乗り合わせ (資生堂汐留オフィス～衆議院第二議員会館)		
	交通費	9,450	1/3	3,150	8/1 タクシー代※3名乗り合わせ (衆議院第二議員会館～羽田空港)		
	駐車場代	1,200	10/10	1,200	7/31～8/1 駐車場代(徳島阿波おどり空港)		
	合計	61,950		49,583			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充当に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	10/10、1/3
政務活動費の支出額	49,583 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収書

上記の金額正に領収いたしました。

原 徹臣

様

金額 ¥42,200.-

内訳	代金	税率	うち消費税
航空券代・宿泊代等	¥42,200	10%	¥3,836

※但し、航空券代・宿泊代等として

取り扱い番号: 33059821

出発日 : 2025年7月31日

発行所 : JAL eトラベルプラザ

備考 : クレジットカード・その他のお支払い分を含む

株式会社ジャルパック

〒140-8658 東京都品川区東品川2-4-11

野村不動産天王洲ビル

JALダイナミックパッケージ

登録番号: T7010701014290

< 閉じる

領収書 No.6412
2025年07月31日
車番005801 000
メーター ¥7000-
運賃合計 ¥7000-
通行料他 ¥600-
合計 ¥7600-
消費税率 10%
ご乗車ありがとうございます
お忘れ物は当社へ
日東交通株式会社
TEL 03-3758-1180
登録番号:T5010801009135

原本は須見議員添付

領 収 書

日付 2025年07月31日

車番 5227

基本運賃 ￥1500-

合計 ￥1500-

(内消費税等 ￥136-)

----- 内訳 -----

現金支払 ￥1500-

登録番号: 17010901032448

kmグループ 国際自動車㈱ 板橋営業所
東京都板橋区板下1-22-10

忘れ物、領収書問合せ 03-3967-0621

お客さま相談室 0120-717-039

km呼ぶなら

「S. RIDE」

ダウンロード用QRコード



<ナビ"コート">

A44-4644-0227

(営業回数 4785)

原本は須見議員添付

No.0726

領収書

2025年08月01日

車番003272 000

メーター 8800円

運賃合計 8800円

通行料他 650円

△計

9450円

消費税率: 10%

登録番号:

T5011501004657

明治交通株式会社

お忘れ物、お気付の点は、

TEL 03-3913-4711

無線タクシーのご用命は

東京無線タクシー配車センター

TEL 03-3361-2111

ETC料金合計 650円

飯倉入口 → 空港中央西
650円

原本は須見議員添付

(一財) 空港振興・環境整備支援機構

徳島事務所

登録番号 T1011105005394

TEL 088-699-4169

領収証

精算機 #05	A 精算No.000069
発券機 #01	発券No.010015
入庫時刻	2025年 7月31日(木) 06:29
出庫時刻	2025年 8月 1日(金) 17:17
駐車時間	1日 10:48
駐車料金	A料金 1,200円
=====	
合 計	1,200円
(内税10%対象額	1,200円)
現金領収額	1,200円
お預り	1,200円
お釣り	0円

またのご利用をお待ちしております。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	2-1

① 年月日・時間	令和7年7月18日、令和8年3月11日							
② 場所								
③ 相手方	徳島県議会各議員連盟							
④ 参加者								
⑤ 目的・内容	徳島県議会各議員連盟 令和7年度会費							
⑥ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠								
⑦ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記録簿	
	会費	5,000	10/10	5,000	徳島県議会防衛議員連盟 会費			
	会費	5,000	10/10	5,000	徳島県議会観光振興議員連盟 会費			
	会費	△ 2,000	10/10	△ 2,000	徳島県議会観光振興議員連盟 会費返金			
	会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会農業振興議員連盟 会費			
	会費	△ 2,000	10/10	△ 2,000	徳島県議会農業振興議員連盟 会費返金			
	会費	5,000	10/10	5,000	徳島県議会芸術文化振興議員連盟 会費			
	会費	△ 1,000	10/10	△ 1,000	徳島県議会芸術文化振興議員連盟 会費返金			
	会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会防災対策議員連盟 会費			
	合計	16,000		16,000				

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	2-2

①	年月日・時間							
②	場所							
③	相手方							
④	参加者							
⑤	目的・内容							
⑥	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記録簿
		会費	4,000	10/10	4,000	徳島県議会医療・福祉関係議員連盟 会費		
		会費	△ 3,000	10/10	△ 3,000	徳島県議会医療・福祉関係議員連盟 会費返金		
		会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会北朝鮮日本人拉致問題 早期解決促進議員連盟 会費		
		会費	4,000	10/10	4,000	徳島県議会教育を考える議員連盟 会費		
		会費	7,000	10/10	7,000	徳島県議会林業木材業振興議員連盟 会費		
		会費	△ 1,000	10/10	△ 1,000	徳島県議会林業木材業振興議員連盟 会費返金		
		会費	1,000	10/10	1,000	徳島県議会日台交流推進議員連盟 会費		
		合計	15,000		15,000			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

令和7年7月18日

原 徹臣 様

¥ 5,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会防衛議員連盟 領 収

徳島県議会
防衛
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

原 徹臣 様

¥ 5,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会観光振興議員連盟 領 収

徳島県議会
観光振興
議員連盟

返金証明証

令和8年3月11日

原 徹臣 様

¥ 2,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会観光振興議員連盟 返 金

徳島県議会
観光振興
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

原 徹臣 様

¥ 3,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会農業振興議員連盟 領 収

徳島県議会
農業振興
議員連盟

返金証明証

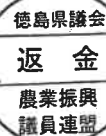
令和8年3月11日

原 徹臣 様

¥ 2,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会農業振興議員連盟



返金

農業振興
議員連盟

領収証

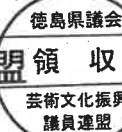
令和7年7月18日

原 徹臣 様

¥ 5,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会芸術文化振興議員連盟



領収

芸術文化振興
議員連盟

返金証明証

令和8年3月11日

原 徹臣 様

¥ 1,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会芸術文化振興議員連盟



返金

芸術文化振興
議員連盟

領収証

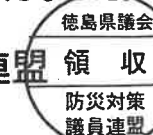
令和7年7月18日

原 徹臣 様

¥ 3,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会防災対策議員連盟



領収

防災対策
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

原 徹臣 様

¥ 4, 000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会

徳島県議会医療・福祉関係議員連盟

領 収

医療・福祉関係
議員連盟

返金証明証

令和8年3月11日

原 徹臣 様

¥ 3, 000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会

徳島県議会医療・福祉関係議員連盟

返 金

医療・福祉関係
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

原 徹臣 様

¥ 3, 000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会

徳島県議会北朝鮮日本人拉致問題
早期解決促進議員連盟

領 収

北朝鮮日本人拉致
問題早期解決促進
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

原 徹臣 様

¥ 4, 000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会

徳島県議会教育を考える議員連盟

領 収

教育を考える
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

原 徹臣 様

¥ 7, 000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会林業木材業振興議員連盟

領 収

徳島県議会
林業木材業振興
議員連盟

返金証明証

令和8年3月11日

原 徹臣 様

¥ 1, 000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会林業木材業振興議員連盟

返 金

徳島県議会
林業木材業振興
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

原 徹臣 様

¥ 1, 000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会日台交流推進議員連盟

領 収

徳島県議会
日台交流推進
議員連盟

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	1

① 年月日	令和8年3月24日						
② 内容	・発行部数 : 25,736部 ・配布方法 : ポスティング（折込）にて配布 ・内容 : 県政報告を印刷し、鳴門市において上記の方法により地域住民に配布し、広聴広報活動を行う。						
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物	発送 物写 し
	制作費	775,682	10/10	577,515	県政報告のデザイン制作・印刷代一式 25,736部×単価20.4円=525,014円 消費税 52,501円	レ	
	印刷費 折込代			198,167	折込代 25,736部×単価7円=180,152円 消費税 18,015円		レ
	合計	775,682		775,682			

(注) 専ら采賈や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☒ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☒ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～1.1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

No.

徳島県議会議員 原 徹臣 殿

金 額 ￥ 7 7 5 6 8 2



但し

上記金額正に領収致しました

令和 8 年 3 月 24 日

内訳

税率	税抜金額	705,166-
10%	消費税額	70,516-
税率	税抜金額	
8%	消費税額	

鳴門市撫養町黒崎字松島

有限会社 三星堂印刷

電話 (088) 685-3343 番代

登録番号: T3480002010459



徳島県議会議員

原 てつじ

志高く!



地方こそ、成長の主役。
鳴門の未来を創るのは私たち!

原 徹臣 (はら てつじ)

- ・県土整備委員会・委員
- ・まちづくり・魅力向上対策特別委員会・委員
- ・関西広域連合議会・議員

現在、長引く物価高騰への対策や経済・雇用対策、加速する人口減少問題への対応、南海トラフ巨大地震を見据えた防災・減災対策など県政の重要課題が山積しています。こうした課題に迅速かつ的確に対応し、明るい未来を実現するためには、二元代表制の翼を担う県議会として、執行機関に対するチェック機能に加え、議会の政策立案能力の向上が求められています。

解決に向けた政策立案を行うとともに、着実に県政の諸施策へ反映させるよう全力を尽くしてまいります。

わたくしは、鳴門市が「世界的観光資源を持つ都市」「四国の玄関口である立地優位性」「農水産ブランドの強さ」「スポーツ・教育資源の存在」「移住・ワーケーション適正の高さ」「再生可能エネルギー・自然環境資源」などを最大限活用しつつ、もっと輝きを発し、飛躍することを目指して全力で取り組みます!

どうか皆さまの御指導御支援のほどよろしくお願い申し上げます!

令和8年2月代表質問

「自動運転の社会実装に向けた取組」について

問 現在、取り組まれている自動運転タクシー実証運行の取組状況と、社会実装に向けた今後の展開について伺います。

答 昨年6月に、県、電脳交通、N E Cの共同事業体による「自動運転タクシー実証事業」が、「国土交通省の自動運転社会実装推進事業」に採択されたところである。この実証事業を進めるに当たり、まず、昨年8月に、「自動運転レベル4モビリティ地域コミッティ」を開催し、国や警察、タクシー事業者などとの連携体制を構築した。

来年度には、「次期徳島県地域公共交通計画」の改定を予定しており、この機会を捉え、県内での自動運転の導入適地や候補となるルート等について、市町村とも議論を深め、本県における自動運転の社会実装に向けた取組を確実に推進していきます。



「大鳴門橋自転車道に係る関係自治体」との連携について

問 国内外から訪れる多くの観光客やサイクリストが大鳴門橋自転車道を「安全・安心かつ快適」に利用できるよう、これまで以上に「関係自治体」と連携し、準備を進めるべきと考えますが、ご所見をお伺いします。

答 自転車道については、「二県にまたがる特殊な観光施設」となることから、利用者の「安全性や利便性」を確保するために、「関係自治体との連携」が不可欠であると認識している。

県では、鳴門市も参画する「大鳴門橋自転車道デザイン会議」を設置し、鳴門公園及び周辺地域の「受入環境整備」と「魅力向上」に向け、年度内の「基本方針」の策定を進めているところです。

「漁業上の問題解決」について

問 和歌山県との漁業上の境界問題の解決に向けて、今後、どのように取り組むのか、ご所見をお伺いします。

答 和歌山県との漁業上の境界を巡っては、昭和26年までの旧漁業制度において、本県漁業者に「旧慣行専用漁業権」が免許されていた「淡路島論鶴羽山山頂と沼島東端との延長線上」の西側を「徳島県海域」と主張している「本県」と、旧制度改革により「旧慣行専用漁業権」が消滅したため、境界線は存在しないとする「和歌山県」との対立が続いています。

本県が主張する「境界線」の西側がまさに長年の慣行により認められてきた「徳島県海域」であると考えており、本県の主張が受け入れられるよう、「和歌

山県」との事務レベルでの協議を進めています。

「津波による漂流船舶への対策」について

問 津波による漂流船舶被害を軽減するための事前対策を加速すべきと考えますが、ご所見をお伺いします。

答 まず、「規制・予防措置の強化」については、昨年、「県北部・中央部・南部」の3エリアで、特に船舶が集積している水域において、本県初となる県警察や徳島海上保安部等と連携した「合同パトロール」を実施し、新たに、船舶16隻と桟橋1基を許可したところであり、引き続き、「放置艇の解消」に向け、粘り強く「啓発・指導」を進めていきます。

次に、「係留施設の確保」に向けては、「ケンチョピア」及び中心市街地周辺の船舶の移動先として、「沖洲マリナターミナル」に「新たな係留施設」を整備すること、一方、これには時間を要することから、すでに、穏やかな水域が確保されている「津田地区」の「第2水面貯木場跡」に「暫定的な係留施設」を設置するとの段階的な整備方針が固まったところです。

「関西圏からの誘客」について

問 万博を契機に取り組んだ関西からの「人の流れの創出」を、今後継続していくべきと考えますが、ご所見をお伺いします。

答 来年度においては、多くの国内旅行者が利用するOTA(オンライントラベルエージェンツ)と連携し、WEBページによる「県内周遊モデルコース」の紹介、「宿泊割引クーポンキヤ

ンペーン」の実施、さらには、インフルエンサーによる「新たな視点」での県内各地域における観光コンテンツの魅力発信などにより、関西から県下全域への「周遊を促進」し、滞在時間の延長や「宿泊者数の増加」に繋げて参ります。

「企業防災の推進」について

問 南海トラフ巨大地震を見据え、今後、企業防災の推進にどのような取り組みをお伺いします。

答 BCP策定の指針となる「徳島県BCPステップアップガイド」を提示し、実効性の高いBCPを策定した企業の認定制度を創設するなど、「企業防災の取組」を後押ししてきたところです。また県において、災害時の「安否確認・集計機能」に特化した「使いやすいアプリ」を新たに開発し、来年度の度でできるだけ早い時期に県内企業の皆様に無償で提供することで、事業継続の取組を支援してまいります。

「ネイチャーポジティブの推進」について

問 本県ならではの「ネイチャーポジティブ」の取組を今後さらに加速させるため、県としてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

答 「自然環境に配慮した経済活動」を推進するため、令和7年4月、地元金融機関をはじめ産学官金が連携した「徳島ネイチャーポジティブ経済移行推進本部」を設立し、活動を開始しています。

「水素エネルギーの導入促進」について

問 「大阪・関西万博」を契機に、今後どのように水素エネルギーの

普及拡大を進めていくのか、ご所見をお伺いします。

答 県有施設への「太陽光発電の率先導入」、県独自の事業者向け「EV購入補助制度」や、大規模災害時にEV充電設備を無償開放いただく「すだちくんEVチャージャー」制度の実施、「蓄電池関連産業の県内集積を図る」「徳島バッテリーバレイ構想」の推進など、「グリーンエネルギー最大限導入」の取組を加速させてまいります。

「中小・小規模事業者支援」について

問 中小・小規模事業者の「稼ぐ力」の強化と事業存続に向け、「生産性向上」の加速、成長戦略としてのM&Aを含む「事業承継」への支援について、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

答 本事業では、従来の事業と比較し、補助上限額を500万円へ、下限額を10万円へ見直すなど、対象範囲の拡大を行っています。さらに、この度の2月補正予算において、申請増にも確実に対応するため、3億円余りを増額するとともに、複数の事業者による生産性向上の取組を支援するため、補助対象に「事業協同組合」を加えることといたします。

次に、地域経済を支える貴重な経営資源を次世代へ引き継ぐ事業承継についても、新たに創設した自社の企業価値の見える化を促す支援制度の普及や、国の重点支援交付金を活用した、マッチングサイトに登録した売り手側を支援するM&A促進奨励金の年齢制限の撤廃や、雇用継続を行う買い手側を支援する成長型M&A促進応援金の対象を中小企業者へ拡大するなど、制度の要

件緩和や対象拡大を図ってまいります。

「工業用水道の南海トラフ巨大地震対策」について

問 南海トラフ巨大地震が発生した際においても、工業用水の安定供給を確保するため、どのような対策を講じていくのか、お伺いします。

答 企業局では、被害を発生させないための「管路の強靱化」と、万一被害を受けた場合の迅速な対応を図るための「レジリエンスの強化」を二本柱とした対策を着実に推進しているところである。旧吉野川の浄水施設から各企業への配水支線をつなぐ基幹管路である「鳴門配水本管」をターゲットに、耐震・老朽化対策工事を重点的に実施することとし、早速、来年度から事業着手してまいります。

続いて「レジリエンスの強化」では、強靱化対策だけでは補いきれない万一の被害発生事態に備えるべく、まずは、備蓄体制の充実をはかるため、河川からの直接取水を行うためのポンプなど、近年の被災事例に学び、復旧・復興に必要な機材の追加配備を行ってまいります。



令和7年2月6日

県土整備委員会(事前)県土整備部

質問 道路3か年リフレッシュ対策事業について
私の地元、鳴門市内でも多くの箇所が舗装が修繕されており、地元の皆様から良くなったというお声を大変頂いております。本当にありがとうございます。道路3か年リフレッシュ対策事業を活用してこれまでに実施した舗装補修や、除草後の再繁茂対策の効果検証について伺います。

答え
鳴門市の松茂吉野線、阿南市の羽ノ浦福井線、阿波市の鳴門池田線など36路線、約20kmにおいて実施しているところです。

また、今年度の除草後の再繁茂対策につきましては、鳴門市の鳴門池田線や徳島市の徳島環状線、阿南市の阿南那賀川線など17路線41箇所において、路側の土砂撤去やシール貼り、隙間プレートなどを試験的に実施しており、夏までに施工した箇所においては再繁茂がないことを確認しているところです。

質問 「新たな観光資源」創造事業について
この度の新規事業として、新たな観光資源化に要する費用が計上されていますが、これも事業内容について伺います。

答え
市町村などが進めます渓谷や景勝地を活用いたしました観光振興の取組につきまして、道路、河川の管理者として支援させていただくため、地域住民の生活に支障とならないよう、管理者であります県におきまして、例えば待避所や駐車場、また、川へのアクセスなど利用者目線に立ったハード整備を実施することを想定させていただいております。市町村をはじめ関係者と連携・協力の下、管理者として可能な対策に取り組みでまいりたいと考えています。

質問 不正な盛土工事や既存盛土等について
県民の声にある不正な盛土工事や既存盛土等について、今後どのように取り組んでいくのか教えてください。

答え
県では現在、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する専用のウェブサイトの構築作業を進めているところでございまして、当サイトにおきましては、県が許可した許可工事の一覧を公表するとともに、県民の自宅周辺で、例えば許可の与えられていない不正な工事等が発見された場合には、通報できるようなシステムも備えて

いこうというところで、現在構築作業を進めているところです。

また、既存の盛土につきましても、同法におきまして調査の実施が義務付けられているところをごさいます。今後既存盛土の地形や地質などの基礎調査を実施するとともに、必要に応じて現地調査なども確認してまいりたいと考えています。

令和7年2月26日

県土整備委員会(付託)企業局

質問 ペロブスカイト太陽電池について
今回、壁面に設置されることですが、ペロブスカイト太陽電池については検討しなかったのでしょうか。

答え
ペロブスカイト太陽電池の主原料であるヨウ素の産出量は、日本が世界第2位であることから、エネルギーの安定供給につながるものとして、今後の普及に期待が寄せられております。

一方、ペロブスカイト太陽電池は、従来型と比較して耐久性や発電効率などに課題があることから、量産化に向け急ピッチで研究が進められているところです。こうした理由から、まずは総合管理推進センターに建材一体型太陽光発電設備を導入することとしました。

なお、ペロブスカイト太陽電池は、自然エネルギーの導入拡大の切り札とされていることから、引き続き開発状況を見極めながら、導入可能な時期や場所について検討を進めてまいりたいと考えています。

令和7年3月3日

県土整備委員会(付託)子ども未来・安心対策特別委員会

質問 人口減少・人口流出について
厚生労働省が驚くべきデータを公表いたしました。徳島県で人口消滅都市と整理されなかったのは、たったの8市町です。これが現実起こらないようにするのが我々の仕事であり、徳島県が一丸となって、この危機に対処しなければなりません。

本県では1990年以降、夫婦一相当りの出生数は、それほど変わっていませんが、婚姻数が6割も減少しております。未婚女性の県外流出率は全国3位であり、この状況を止めなければ出生数は増えません。若年女性の県外流出を止めるには、働きやすい環境整備と子育て支援策の拡充が不可欠です。近年では、県内の至

る所で若い人たちが地域の魅力を発信する事業をしなから、若い女性も働きやすく、子育てしやすい企業、職場づくりに取り組んでおります。例えば勤務時間を選択できるようなこととか、こうした取組を徳島全体の企業に広げていく必要があると考えますが、御所見を頂きたいと思ひます。

答え
男性が通算28日以上の育児休業を取得した場合ですとか、育児休業を取得した際のフォローとして、育児休業者の業務を代替するための新たな人員確保、あるいは同僚の方へ応援手当を支給した場合などに奨励金を支給することとして、取組の後押しにつなげてまいりたいと考えています。加えて、生活環境部とも連携しまして、専門知識を持つアドバイザーの個別訪問等によりまして企業への伴走支援を行うとともに、経営層に向けた子育てしやすい職場づくりセミナーの開催や、子育てをテーマとした動画のコンテンツの作成など、若い世代、そして子育て世帯へ発信することで、社会全体で共働き・子育てを応援する機運の醸成を図ってまいりたいと考えています。

質問 徳島県子ども未来計画について
12月に発表された、子ども家庭庁の予算案では、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に関連するもののほか、保育士の処遇の大幅な改善、学童保育の夏休み開所支援、ひとり親支援、発達障がい児への支援などの拡充が行われ、約1兆円の予算が上乗せされました。

徳島県として、どのような子育て支援策を行っていく予定でしょうか。計画では、政策の羅列になりがちで、具体的に何に重点を置くのか、県としてどのような支援が必要と分析するのか分かりづらくなります。徳島県として、この計画推進期間に取り組む重点施策を教えてください。

答え
徳島県子ども未来計画につきましては、6本の基本目標と18項目の施策の方向を掲げまして、実効性のある子供施策を展開していくこととして、具体的な施策としては、結婚、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援を展開するために、新たに48億円の規模の子育て応援パッケージを構築いたしまして取り組むこと、特に重点的な取組といたしましては、子育て世帯がそれぞれ抱えております、経済的な負担を軽減するための0歳から2歳の保育料の無償化を見据えた施策であり、先ほども議論がありましたように、男女が

共に仕事と子育ての両立ができる環境づくりを進めていくための企業等におきまします働きやすい職場環境づくりなど、関係団体をはじめ、市町村や関係部局としっかりと連携してまいりたいと考えています。

令和7年6月24日

県土整備委員会(付託)危機管理部

質問 南海トラフ巨大地震の被害想定について
去る3月31日に公表された国の被害想定と現在、作業が進められております県独自の被害想定は何かどう違うのかと、また、なぜ県は独自の被害想定を改めて示すのか、この点をしっかりと教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

答え
現在見直し作業を進めている県の被害想定ですが、まず津波浸水想定は、本県で収集しました地域ごとに測量した標高データや吉野川北岸の高速道路、盛土整備をはじめ、最新の地形データなどを反映したシミュレーションに基づく、より詳細な津波浸水想定となっております。

また、人的・物的被害を含む全体の被害想定についても、本県における地域ごとの人口や年齢階層のほか、住宅耐震化率、津波避難場所の整備状況等といった最新の各種データを反映した地域の実態に即した被害想定となり、今後、県や市町村における防災対策の再検証の基礎となるものです。

令和7年6月26日

県土整備委員会(付託)まちづくり・魅力向上対策特別委員会

質問 吉野川沿いを走るコースから、私の地元である鳴門市を走るコースへと変更が予定されていると聞いています。

答え
現在の検討状況について、教えてください。

2月20日のとくしまマラソン実行委員会総会におきまして、スタート予定地点をとくしまモニアリーナ付近、ゴール予定地点を鳴門市のポカリスエットスタジアムとするごこといたしました。その後、徳島市から鳴門市に掛けて予想されます交通規制による影響ですとか、う回路の有無等の基礎的な調査を実施しますことと、4月25日には第3回の検討部会を開催し、

今年の夏頃には実行委員会において新コースを決定したいと考えています。

令和7年9月8日

県土整備委員会(事前)県土整備部

質問 みなの魅力向上事業について

港の魅力向上に向け、県はどのような取組が必要と考えているのかお伺いします。

答え

徳島小松島港におきましては、大型船舶に対応した施設が整備され、クルーズ船等の寄港が可能となったことを皮切りに、インバウンドによるにぎわいが創出されており、クルーズ船の寄港回数増に向けPRに取り組んでいます。

今回の補正予算におきましては、船社、港湾利用者及び地元自治体からの要望を踏まえ、給水・給電設備など受入環境の強化に向けた設計を進めるとともに、クルーズ客など外国人を含め、訪れた人が使いやすい心地のよい港となるよう、トイレのユニバーサルデザイン化を図ってまいりたいと考えています。

令和7年9月29日

県土整備委員会(付託)県土整備部

質問 城見橋下流にある浮桟橋について

私の地元ではありますが、鳴門市の中心部を流れる撫養川の城見橋下流左岸側の老朽化した浮桟橋についてお伺いしたいと思っております。

城見橋下流にある浮桟橋は、現在使用できない状況になっておりまして、現地を見ますと、もつと活用できるのではないかと考えています。まずは、浮桟橋の現状についてお伺いします。

答え

撫養川におきましては、昭和63年から平成11年にかけて、ふるさとの川モデル事業により、うずしお橋の上流の立岩四枚樋門から下流の文明橋の区間において、修景護岸をはじめとする親水広場などを整備しております。

このうち浮桟橋につきましては、鳴門駅前から鳴門・大塚スポーツパークまでのアクセスルートに当たる城見橋直下流に設けられた、潮の干満にて上下する構造となっているところで、子供たちに人気があった施設でございます。この浮桟橋は環境に優しい素材として木製で設置されたものであり、約30年が経過した現在、強度不足が心配され機能を失いつつあったことから、令和5年2月より使用を取りやめている状況でございます。

況でございます。

質問 浮桟橋の利用再開について

地元の皆様からは、利用の再開を求める声がたくさんあります。

私もその一人ですが、この現状を踏まえて、県としてどのような方針で対応していくのかお伺いします。

答え

鳴門市では、令和6年8月より撫養川親水公園付近で定期的なマルシェが開催されているような中、これまでも施設の将来的な使い方や方向性について、市と協議を重ねてきたところで、県におきましても、撫養川の景観整備の一翼を担っている施設であることから、今月8日には、現在の浮桟橋を取り除いた上で新しい桟橋を整備するための設計業務を委託したところであり、本年度末をめどに整備を進めてまいりたいと考えています。

令和7年11月25日

県土整備委員会(事前)県土整備部

質問 徳島新時代防災システムについて

徳島新時代防災システム構築事業の概要についてお教え下さい。

答え

今回、構築いたします災害時情報共有システムにつきましては、気象庁や市町村が発信する気象警報や避難情報を的確に発信、伝達するとともに、国、県、市町村、関係機関等との間で災害情報の共有を円滑に行い、各機関の担当者が入力することにより、県内の状況を迅速かつ一元的に集約し、把握できるシステムであります。

質問

いつ頃までをめどに開発して運用を始めるのかと、今後のスケジュールについても教えてくださいたいと思います。

答え

システム構築に向けました今後のスケジュールにつきましては、他県での導入実績などから、入札手続きから構築完了までに1年以上期間を要する見込みです。

現時点では令和9年1月までに構築を完了いたしまして、その後、2月から3月にかけて試験運用を行い、令和9年4月当初から本格運用を開始したいと考えています。

どうもありがとうございました。



各委員会での詳しい質問を載せておりますので是非ご覧頂き、ご意見をお聞かせ下さい。



県議会一般質問 YouTube での視聴はこちらから



是非、ご意見をお聞かせ下さい。

TEL.088-685-6661

info@hara-tetsuji.com

徳島県議会議員

原 てつじ

志高く!



地方こそ、成長の主役。
鳴門の未来を創るのは私たち!

原 徹臣 (はら てつじ)

- ・県土整備委員会・委員
- ・まちづくり・魅力向上対策特別委員会・委員
- ・関西広域連合議会・議員

現在、長引く物価高騰への対策や経済・雇用対策、加速する人口減少問題への対応、南海トラフ巨大地震を見据えた防災・減災対策など県政の重要課題が山積しています。こうした課題に迅速かつ的確に対応し、明るい未来を実現するためには、二元代表制の一翼を担う県議会として、執行機関に対するチェック機能に加え、議会の政策立案能力の向上が求められています。

解決に向けた政策立案を行うとともに、着実に県政の諸施策へ反映させるよう全力を尽くしてまいります。

わたくしは、鳴門市が「世界的観光資源を持つ都市」「四国の玄関口である立地優位性」「農水産ブランドの強さ」「スポーツ・教育資源の存在」「移住・ワーケーション適正の高さ」「再生可能エネルギー・自然環境資源」などを最大限活用しつつ、もっと輝きを発し、飛躍することを目指して全力で取り組みます!

どうか皆さまの御指導御支援のほどよろしくお願い申し上げます!

令和8年2月代表質問

「自動運転の社会実装に向けた取組について」

問 現在、取り組まれている自動運転タクシー実証運行の取組状況と、社会実装に向けた今後の展開について伺います。

答 昨年6月に、県、電脳交通、N E Cの共同事業体による「自動運転タクシー実証事業」が、「国土交通省の自動運転社会実装推進事業」に採択されたところである。この実証事業を進めるに当たり、まず、昨年8月に、「自動運転レベル4モビリティ地域コミッティ」を開催し、国や警察、タクシー事業者などとの連携体制を構築した。

来年度には、「次期徳島県地域公共交通計画」の改定を予定しており、この機会を捉え、県内での自動運転の導入適地や候補となるルート等について、市町村とも議論を深め、本県における自動運転の社会実装に向けた取組を確実に推進していきます。



「大鳴門橋自転車道に係る関係自治体」との連携について

問 国内外から訪れる多くの観光客やサイクリストが大鳴門橋自転車道を「安全・安心かつ快適」に利用できるように、これまで以上に「関係自治体」と連携し、準備を進めるべきと考えますが、「ご所見をお伺いします。」

答 自転車道については、「二県にまたがる特殊な観光施設」となることから、利用者の「安全性や利便性」を確保するために、「関係自治体との連携」が不可欠であると認識している。

県では、鳴門市も参画する「大鳴門橋自転車道デザイン会議」を設置し、鳴門公園及び周辺地域の「受入環境整備」と「魅力向上」に向け、年度内の「基本方針」の策定を進めているところです。

「漁業上の問題解決」について

問 和歌山県との漁業上の境界問題の解決に向けて、今後、どのように取り組むのか、「ご所見をお伺いします。」

答 和歌山県との漁業上の境界を巡っては、昭和26年までの旧漁業制度において、本県漁業者に「旧慣行専用漁業権」が免許されていた「淡路島・龍崎山・山頂と沼島東端との延長線上」の西側を「徳島県海域」と主張している「本県」と、旧制度改革により「旧慣行専用漁業権」が消滅したため、「境界線は存在しない」とする「和歌山県」との対立が続いています。

本県が主張する「境界線」の西側がまさに長年の慣行により認められてきた「徳島県海域」であると考えており、本県の主張が受け入れられるよう、「和歌

山県との事務レベルでの協議を進めています。

「津波による漂流船舶への対策」について

問 津波による漂流船舶被害を軽減するための事前対策を加速すべきと考えますが、ご所見をお伺いします。

答 まず、「規制・予防措置の強化」については、昨年、「県北部・中央部・南部」の3エリアで、特に船舶が集積している水域において、本県初となる県警察や徳島海上保安部等と連携した「合同パトロール」を実施し、新たに船舶16隻と桟橋1基を許可したところであり、引き続き「放置艇の解消」に向け、粘り強く「啓発・指導」を進めていきます。

次に、「係留施設の確保」に向けては、「ケンチヨピア」及び中心市街地周辺の船舶の移動先として、「沖洲マリナターミナル」に「新たな係留施設を整備すること、一方、これには時間を要することから、すでに、穏やかな水域が確保されている「津田地区」の「第2水面貯木場跡」に「暫定的な係留施設を設置する」との段階的な整備方針が固まったところです。

「関西圏からの誘客」について

問 万博を契機に取り組んだ関西からの「人の流れの創出」を、今後継続していくべきと考えますが、ご所見をお伺いします。

答 来年度においては、多くの国内旅行者が利用するOTA(オンライントラベルエージェンツ)と連携し、WEBページによる「県内周遊モデルコース」の紹介、「宿泊割引クーポン」

ンペーン」の実施、さらには、インフルエンサーによる「新たな視点」での県内各地域における観光コンテンツの魅力発信などにより、関西から県下全域への「周遊を促進」し、「滞在時間の延長」や「宿泊者数の増加」に繋げて参ります。

「企業防災の推進」について

問 南海トラフ巨大地震を見据え、今後、企業防災の推進にどのように取り組むのか、お伺いします。

答 BCP策定の指針となる徳島県BCPステップアップガイド」を提示し、実効性の高いBCPを策定した企業の認定制度を創設するなど、「企業防災の取組」を後押しして参ります。

また県において、災害時の「安否確認・集計機能」に特化した「使いやすいアプリ」を新たに開発し、来年度のできるだけ早い時期に県内企業の皆様に無償で提供することで、事業継続の取組を支援して参ります。

「ネイチャーポジティブの推進」について

問 本県ならではの「ネイチャーポジティブ」の取組を今後さらに加速させるため、県としてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

答 「自然環境に配慮した経済活動」を推進するため、令和7年4月、地元金融機関をはじめ産学官金が連携した「徳島ネイチャーポジティブ経済移行推進本部」を設立し、活動を開始しています。

「水素エネルギーの導入促進」について

問 「大阪・関西万博」を契機に、今後どのように水素エネルギーの普及拡大を進めていくのか、ご所見をお伺いします。

答 県有施設への「太陽光発電の率先購入補助制度」や、大規模災害時にEV充電設備を無償開放いただく「すだちくんEVチャージャー」制度の実施、「蓄電池関連産業」の県内集積を図る「徳島バッテリーバレイ構想」の推進など「フリーエネルギー最大限導入」の取組を加速させてまいります。

「中小・小規模事業者支援」について

問 中小・小規模事業者の「稼ぐ力」の強化と事業存続に向け、「生産性向上」の加速、成長戦略としてのM&Aを含む「事業承継」への支援について、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

答 本事業では、従来の事業と比較し、補助上限額を500万円へ、下限額を10万円へ見直すなど、対象範囲の拡大を行っています。

さらに、この度の2月補正予算において、申請増にも確実に対応するため、3億円余りを増額するとともに、複数の事業者による生産性向上の取組を支援するため、補助対象に「事業協同組合」を加えることといたします。

次に、地域経済を支える貴重な経営資源を次世代へ引き継ぐ事業承継についても、新たに創設した自社の企業価値の見える化を促す支援制度の普及や、国の重点支援交付金を活用した、マッチングサイトに登録した売り手側を支援するM&A促進奨励金の年齢制限の撤廃や、雇用継続を行う買い手側を支援する成長型M&A促進応援金の対象を中小企業者へ拡大するなど、制度の要

件緩和や対象拡大を図ってまいります。

「工業用水道の南海トラフ巨大地震対策」について

問 南海トラフ巨大地震が発生した場合においても、工業用水の安定供給を確保するため、どのような対策を講じていくのか、お伺いします。

答 企業局では、被害を発生させないための「管路の強靱化」と、万一被害を受けた場合の迅速な対応を図るための「レジリエンスの強化」を二本柱とした対策を着実に推進しているところである。旧吉野川の浄水施設から各企業への配水支線をつなぐ基幹管路である「鳴門配水本管」をターゲットに、耐震・老朽化対策工事を重点的に実施することとし、早速、来年度から事業着手してまいります。

続いて、「レジリエンスの強化」では、強靱化対策だけでは補いきれない万一の被害発生事態に備えるべく、まずは、備蓄体制の充実をはかるため、河川からの直接取水を行うためのポンプなど、近年の被災事例に学び、復旧・復興に必要な機材の追加配備を行ってまいります。



令和7年2月6日 県土整備委員会(事前)県土整備部

質問 道路3か年リフレッシュ対策事業について
私の地元、鳴門市内でも多くの箇所が舗装が修繕されており、地元の皆様から良くなったというお声を大変頂いております。本道にありがとうございます。道路3か年リフレッシュ対策事業を活用してこれまでに実施した舗装修繕や、除草後の再繁茂対策の効果検証について伺います。

答
鳴門市の松茂吉野線、阿南市の羽ノ浦橋井線、阿波市の鳴門池田線など36路線、約20kmにおいて実施しているところです。

また、今年度の除草後の再繁茂対策につきましては、鳴門市の鳴門池田線や徳島市の徳島環状線、阿南市の阿南那賀川線など17路線41箇所において、路側の土砂撤去やシール貼り、隙間プレートなどを試験的に実施しており、夏までに施工した箇所においては再繁茂がないことを確認しているところです。

質問 「新たな観光資源」創出事業について
この度の新規事業として、新たな観光資源化に要する費用が計上されていますが、これも事業内容について伺います。

答
市町村などが進めます渓谷や農勝地を活用いたしました観光振興の取組につきまして、道路、河川の管理者として支援させていただくため、地域住民の生活に支障とならないよう、管理者であります県におきまして、例えば待避所や駐車場、また、川へのアクセスなど利用者目線に立ったハード整備を実施することを想定させていただいておられます。市町村をはじめ関係者と連携・協力の下、管理者として可能な対策に取り組みでまいりたいと考えています。

質問 不正な盛土工事や既存盛土等について
県民の声にある不正な盛土工事や既存盛土等について、今後どのように取り組んでいくのか教えてください。

答
県では現在、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する専用のウェブサイトの構築作業を進めていて、当該サイトで、当該サイトの概要を公表するとともに、県民の自宅周辺で、例えば許可の与えられていない不正な工事等が発見された場合には、通報できるようなシステムも備えて

いこうというところで、現在構築作業を進めているところです。

また、既存の盛土につきましても、同法におきまして調査の実施が義務付けられているところであり、今後既存盛土の地形や地質などの基礎調査を実施するとともに、必要に応じて現地調査なども確認してまいりたいと考えています。

令和7年2月26日 県土整備委員会(付託)企業局

質問 ペロブスカイト太陽電池について
今回、壁面に設置されることですが、ペロブスカイト太陽電池については検討しなかつたのでしょうか。

答
ペロブスカイト太陽電池の主原料であるヨウ素の産出量は、日本が世界第2位であることから、エネルギーの安定供給につながるものとして、今後の普及に期待が寄せられているものと、一方、ペロブスカイト太陽電池は、従来型と比較して耐久性や発電効率などに課題があることから、量産化に向けて急ピッチで研究が進められているところです。こうした理由から、まずは総合管理推進センターに建材一体型太陽光発電設備を導入することとしました。

なお、ペロブスカイト太陽電池は、自然エネルギーの導入拡大の切り札とされていることから、引き続き開発状況を見極めながら、導入可能な時期や場所について検討を進めてまいりたいと考えています。

令和7年3月3日 子ども未来・安心対策特別委員会(付託)

質問 人口減少・人口流出について
厚生労働省が驚くべきデータを公表いたしました。徳島県で人口消滅都市と整理されなかつたのは、たったの8市町です。これが現実起こらないようにするのが我々の仕事であり、徳島県が一丸となって、この危機に対処しなければなりません。

本県では1990年以降、夫婦一組当たりの出生数は、それほど変わっていませんが、婚姻数6割も減少しております。未婚女性の県外流出率は全国3位であり、この状況を止めなければ出生数は増えません。若年女性の県外流出を止めるには、働きやすい環境整備と子育て支援策の拡充が不可欠です。近年では、県内の至

る所で若い人たちが地域の魅力を発信する事業をしなから、若い女性も働きやすく、子育てしやすい企業、職場づくりに取り組んでいいます。例えば勤務時間を選択できるようなことや、こうした取組を徳島全体の企業に広げていく必要があると考えますが、御所見を頂きたいと思ひます。

答
男性が通算28日以上の育児休業を取得した場合ですとか、育児休業を取得した際のフォローとして、育児休業者の業務を代替するための新たな人員確保、あるいは同僚の方へ応援手当を支給した場合などに奨励金を支給することとしまして、取組の後押しにつなげてまいりたいと考えています。加えて、生活環境部とも連携しまして、専門知識を持つアドバイザーの個別訪問等によりまして企業への伴走支援を行うとともに、経営層に向けた子育てしやすい職場づくりセミナーの開催や、子育てをテーマとした動画のコンテンツの作成など、若い世代、そして子育て世帯へ発信することで、社会全体で共働き・子育てを応援する機運の醸成を図ってまいりたいと考えています。

質問 徳島県子ども計画について
12月に発表された、子ども家庭庁の予算案では、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に関連するもののほか、保育士の処遇の大幅な改善、学童保育の夏休み開所支援、ひとり親家庭、発達障がい児への支援などの拡充が行われ、約1兆円の予算が上乗せされました。

徳島県として、どのような子育て支援策を行っていく予定でしょうか。計画では、政策の羅列になりがちで、具体的に何に重点を置くのか、県としてどのような支援が必要と分析するのか分がらなくなりそうです。徳島県として、この計画推進期間に取り組み重点施策を教えてください。

答
徳島県子ども計画につきましては、6本の基本目標と18項目の施策の方向を掲げまして、実効性のある子供施策を展開していくこととしています。

具体的には、結婚、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援を展開するために、新たに48億円の規模の子育て応援パッケージを構築いたしまして取り組むこと、特に重点的な取組としたしましては、子育て世帯がそれら抱えております、経済的な負担を軽減するための0歳から2歳の保育料の無償化を見据えた施策であり、先ほども議論がありましたように、男女が

共に仕事と子育ての両立ができる環境づくりを進めていくための企業等におけます働きやすい職場環境づくりなど、関係団体をはじめ、市町村や関係部局としっかり連携してまいりたいと考えています。

令和7年6月24日 県土整備委員会(付託)危機管理部

質問 阿波トウモロコシ産地の被害想定について
去る3月31日に公表された国の被害想定と現在、作業が進められておられます。県独自の被害想定は何かどう違うのか、また、なぜ県は独自の被害想定を改めて示すのか、この点をしっかりと教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

答
現在見直し作業を進めている県の被害想定ですが、まず津波浸水想定は、本県で収集しました地域ごとに測量した標高データや吉野川北岸の高速道路盛土整備をはじめ、最新の地形データなどを反映したシミュレーションに基づき、より詳細な津波浸水想定となっています。

また、人的・物的被害を含む全体の被害想定についても、本県における地域ごとの人口や年齢階層のほか、住宅耐震化率、津波避難場所の整備状況等といった最新の各種データを反映した地域の実態に即した被害想定となり、今後県や市町村における防災対策の再検証の基礎となるものです。

令和7年6月26日 まちづくり・魅力向上対策特別委員会(付託)

質問 吉野川沿いの走るコースから、私の地元である鳴門市を走るコースへと変更が予定されていると聞いています。

現在の検討状況について、教えていただきたいと思ひます。

答
2月20日のとくしまマラソン実行委員会総会におきまして、スタート予定地点をとくしまモニアリーナ付近、ゴール予定地点を鳴門市のポカリスエットスタジアムとすることとしたしました。その後、徳島市から鳴門市に掛けて予想されます交通規制による影響ですとか、道路の有無等の基礎的な調査を実施しますとともに、4月25日には第3回の検討部会を開催し、

今年の夏頃には実行委員会において新コースを決定したいと考えています。

令和7年9月8日

県土整備委員会(事前)県土整備部

質問 みなとの魅力向上事業について

港の魅力向上に向け、県はどのような取組が必要と考えているのか伺います。

答

徳島小松島港におきましては、大型船舶に対応した施設が整備され、クルーズ船等の寄港が可能となったことを皮切りに、インバウンドによるにぎわいが創出されており、クルーズ船の寄港回数増に向けPRに取り組んでいます。

今回の補正予算におきましては、船社、港湾利用者及び地元自治体からの要望を踏まえ、給水・給電設備など受入環境の強化に向けた設計を進めるとともに、クルーズ客など外国人を含め、訪れた人が使いやすく居心地の良い港となるよう、トイレのユニバーサルデザイン化を図ってまいりたいと考えています。

令和7年9月29日

県土整備委員会(付託)県土整備部

質問 城見橋下流にある浮桟橋について

私の地元ではありますが、鳴門市の中心部を流れる撫養川の城見橋下流左岸側の老朽化した浮桟橋について伺いたいと思います。

城見橋下流にある浮桟橋は、現在使用できない状況になっております。現地を見ますともつと活用できるのではないかと考えています。まずは、浮桟橋の現状について伺います。

答

撫養川におきましては、昭和63年から平成11年にかけて、ふるさとの川モデル事業により、うずしお橋の上流の立石四枚樋門から下流の文明橋の区間において、修景護岸をはじめとする親水広場などを整備しております。

このうち浮桟橋につきましては、鳴門駅前から鳴門・大塚スポーツパークまでのアクセスルートに当たる城見橋直下流に設けられた、潮の干満にて上下する構造となっているところで、子供たちには人気があった施設でございます。この浮桟橋は環境に優しい素材として木製で設置されたものであり、約30年が経過した現在、強度不足が心配され機能を失いつつあったことから、令和5年2月より使用を取りやめている状況でございます。

況でございます。

質問 浮桟橋の利用再開について

地元の皆様からは、利用の再開を求める声がたくさんあります。

私もその一人ですが、この現状を踏まえて、県としてどのような方針で対応していくのか伺います。

答

鳴門市では、令和6年8月より撫養川親水公園付近で定期的なマルシェが開催されているような中、これまでも施設の将来的な使い方や方向性について、市と協議を重ねてきたところです。県におきましても、撫養川の景観整備の一翼を担っている施設であることから、今月8日には、現在の浮桟橋を取り除いた上で新しい桟橋を整備するための設計業務を委託したところであり、本年度末をめどに整備を進めてまいりたいと考えています。

令和7年11月25日

県土整備委員会(事前)県土整備部

質問 徳島新時代防災システムについて

徳島新時代防災システム構築事業の概要についてお教え下さい。

答

今回、構築いたします災害時情報共有システムにつきましては、気象庁や市町村が発信する気象警報や避難情報等を的確に発信、伝達するとともに、国、県、市町村、関係機関等との間で災害情報の共有を円滑に行い、各機関の担当者がインターネットに接続した端末から災害情報を入力することにより、県内の状況を迅速かつ一元的に集約し、把握できるシステムであります。

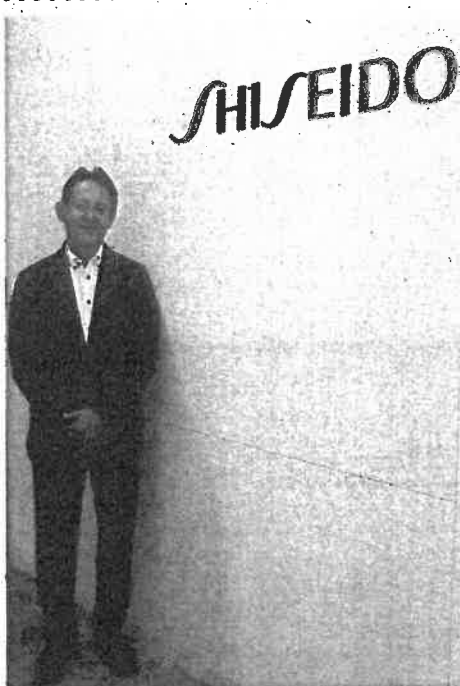
質問 いつ頃までをめどに開発して運用を始めるのかと、今後のスケジュールについても教えていただきたいと思っております。

答

システム構築に向けました今後のスケジュールにつきましては、他県での導入実績などから入札手続きから構築完了までに1年以上期間を要する見込みです。

現時点では令和9年1月までに構築を完了いたしまして、その後、2月から3月にかけて試験運用を行い、令和9年4月当初から本格運用を開始したいと考えています。

どうもありがとうございました。



各委員会での詳しい質問を載せておりますので是非ご覧頂き、ご意見をお聞かせ下さい。



県議会一般質問
YouTubeでの
視聴はこちらから



是非、ご意見をお聞かせ下さい。

TEL.088-685-6661

info@hara-tetsuji.com

活動報告書兼領収書等添付票

項目	要請陳情等活動費
整理番号	1

① 年月日・時間	令和7年10月27日(月) ①13:15～13:30 ②14:30～14:45						
② 場所	①警察庁(東京都千代田区) ②財務省(東京都千代田区)						
③ 相手方	①警察庁長官 楠 芳伸 ②財務省主計局長 宇波 弘貴						
④ 参加者	徳島県議会議員 須見一仁、重清佳之、眞貝浩司、原徹臣、福山博史、岡田理絵、 沢本勝彦、木下賢功、古野司、平山尚道、近藤諭						
⑤ 目的・内容	警察署整備への支援強化、機動隊の機能強化、災害対策用資機材の充実強化について、警察庁及び財務省に対し要望活動を行った。						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	交通費	62,500	10/10	62,500	往復航空券代 61,400円 往路 10/27 JAL454 9:05徳島発→10:15羽田着 復路 10/27 JAL463 18:30羽田発→19:45徳島着 旅行代理店取扱手数料 1,100円		
	交通費	1,686	10/10	1,686	電車賃 10/27 羽田空港～永田町 霞ヶ関～羽田空港	✓	
	駐車場代	200	10/10	200	10/27 駐車場代(徳島阿波おどり空港)		
	合計	64,386		64,386			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

2025年12月02日
(251027-AA0007)

原 徹 臣 様

金額	¥ 62,500※
----	-----------

お支払い方法(現金)

但し 2025/10/27発 航空券代(徳島一羽田) 往復として

上記の金額正に領収いたしました。
Ref.No. 0000210921 予約No. 3395017

観光庁長官登録旅行業第1982号
株式会社 トラベル 徳島
登録番号 088-001009-009
〒770-0841
徳島県徳島市西1丁目1番地3
スタッフクリエイト 2階

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

TEL:088-625-5581
FAX:088-653-2344

担当者印



支払証明書

項 目	調査研究費、研修費、広聴広報費、 <u>要請陳情等活動費</u> 、 会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、 人件費
-----	--

年月日	金 額	相手方	使途及び内容	備 考
令和7年10月27日	519	東京モノレール	羽田空港～浜松町	
令和7年10月27日	146	J R 東日本	浜松町～有楽町	
令和7年10月27日	178	東京メトロ	有楽町～永田町	
令和7年10月27日	178	東京メトロ	霞ヶ関～日比谷	
令和7年10月27日	146	J R 東日本	有楽町～浜松町	
令和7年10月27日	519	東京モノレール	浜松町～羽田空港	

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員名 原 徹臣
会派名 徳島県議会自由民主党
政務活動費経理責任者 山西 国朗




税率10%	(株)A 適用税率10%	(株)B 適用税率10%	(株)C 適用税率10%	(株)D 適用税率10%
01909 株	18480001001909	78480001001909	78480001001909	78480001001909
空	1	1	1	1

活動報告書兼領収書等添付票

項目	要請陳情等活動費
整理番号	2

①	年月日・時間	令和7年11月19日(水) ①14:00～14:15 ②14:20～14:35						
②	場所	①・② 国土交通省(東京都千代田区)						
③	相手方	①池光 崇氏(公共交通政策審議官) ②田島 聖一氏(鉄道局官房審議官)						
④	参加者	原 徹臣、古川 広志 ほか						
⑤	目的・内容	四国の公共交通及び四国新幹線の導入について、四国の県議会議員で丸となって要望活動を行った。						
⑥	政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
		交通費	27,080	10/10	27,080	往復航空券代 往路: JAL454 9:05徳島発→10:15羽田着 復路: JAL463 18:30羽田発→19:45徳島着 取扱手数料: 2,200円含む		
		合計	27,080		27,080	/		

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

2025年10月24日
(251119-AA0007)

ハジメツ 様

金額	¥ 27,080※
----	-----------

但し 2025/11/19発 航空券

お支払い方法(現金)

上記の金額正に領収いたしました。
Ref. No. 0000210604 予約No. 3389785

観光庁長官登録旅行業第1982号
株式会社 アトラベル 徳島
登録番号 3389785
〒770-0811 徳島県徳島市佐田町4-7番地3
スタッフクリエイトル2階

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

担当者印



TEL:088-625-5581
FAX:088-653-2344

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	1

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
徳島新聞 4 月分	4,000	1/4	1,000	
徳島新聞 5 月分	4,000	1/4	1,000	
徳島新聞 6 月分	4,000	1/4	1,000	
徳島新聞 7 月分	4,000	1/4	1,000	
徳島新聞 8 月分	4,000	1/4	1,000	
徳島新聞 9 月分	4,000	1/4	1,000	
徳島新聞 10 月分	4,000	1/4	1,000	
徳島新聞 11 月分	4,000	1/4	1,000	
徳島新聞 12 月分	4,000	1/4	1,000	
徳島新聞 1 月分	4,000	1/4	1,000	
徳島新聞 2 月分	4,000	1/4	1,000	
聖教新聞 (4 月分・5 月分)・公明新聞 (4 月分・5 月分)	8,628	1/4	2,157	振込手数料 220円含む
聖教新聞 (6 月分・7 月分)・公明新聞 (6 月分・7 月分)	8,518	1/4	2,129	振込手数料 110円含む
聖教新聞 (8 月分)・公明新聞 (8 月分)	4,314	1/4	1,078	振込手数料 110円含む
聖教新聞 (1 月分・2 月分)・公明新聞 (1 月分・2 月分)	8,628	1/4	2,157	振込手数料 220円含む
合計	74,088		18,521	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

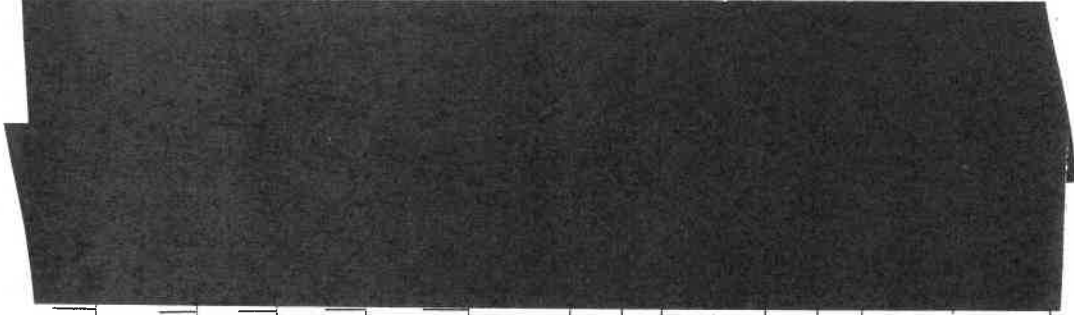
【按分による支出の場合】

按分率	1 / 4
政務活動費の支出額	18,521 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---



607-04-28	10799	*4,000	新聞代
107-05-27	10799	*4,000	新聞代
507-06-27	10799	*4,000	新聞代
007-07-28	10799	*4,000	新聞代
307-08-27	10799	*4,000	新聞代
907-09-29	10799	*4,000	新聞代
307-10-27	10799	*4,000	新聞代
907-11-27	10799	*4,000	新聞代
107-12-29	10799	*4,000	新聞代
608-01-27	10799	*4,000	新聞代
208-02-27	10799	*4,000	新聞代

あわぎん
キャッシュサービス

ご利用明細票

ご利用いただき
ありがとうございます。

あわぎん
キャッシュサービス

年 月 日	取引店番号	振込処理番号	銀行番号
070610	104020005		
店番号	口座番号	振込金額	
09	現金扱	¥8,628	
お取引内容	お取引金額	¥8,628	
お振込	お振込金額	¥2,002	
お取引時刻	お取引時刻	09:08	おつり

受取人 セイキヨウシンブンスミトモハン様
依頼人 ハラ デジジ 様
振込日 07-06-10
振込金額 ¥8,408
振込手数料 ¥220
0610001
印紙税
付につき徳島
税務署承認済

詳しくは、裏面をご覧ください!!

あわぎん
キャッシュサービス

ご利用明細票

ご利用いただき
ありがとうございます。

あわぎん
キャッシュサービス

年 月 日	取引店番号	振込処理番号	銀行番号
070807	301000087	0172	
店番号	口座番号	振込金額	
09	現金扱	¥8,518	
お取引内容	お取引金額	¥8,518	
お振込	お振込金額		
お取引時刻	お取引時刻	12:02	おつり

受取人 セイキヨウシンブンスミトモハン様
依頼人 ハラ デジジ 様
振込日 07-08-07
振込金額 ¥8,408
振込手数料 ¥110
0807016
印紙税
付につき徳島
税務署承認済

あわぎん
キャッシュサービス

ご利用明細票

ご利用いただき
ありがとうございます。

あわぎん
キャッシュサービス

年 月 日	取引店番号	振込処理番号	銀行番号
071008	104020071	0172	
店番号	口座番号	振込金額	
09	現金扱	¥4,314	
お取引内容	お取引金額	¥4,314	
お振込	お振込金額		
お取引時刻	お取引時刻	14:51	おつり

受取人 セイキヨウシンブンスミトモハン様
依頼人 ハラ デジジ 様
振込日 07-10-08
振込金額 ¥4,204
振込手数料 ¥110
1008011
印紙税
付につき徳島
税務署承認済

詳しくは、裏面をご覧ください!!

あわぎん
キャッシュサービス

ご利用明細票

ご利用いただき
ありがとうございます。

あわぎん
キャッシュサービス

年 月 日	取引店番号	振込処理番号	銀行番号
080312	311010048		
店番号	口座番号	振込金額	
09	現金扱	¥8,628	
お取引内容	お取引金額	¥8,628	
お振込	お振込金額		
お取引時刻	お取引時刻	10:23	おつり

受取人 セイキヨウシンブンスミトモハン様
依頼人 ハラ デジジ 様
振込日 08-03-12
振込金額 ¥8,408
振込手数料 ¥220
0312003-キット
モバイルハンキング
印紙税
付につき徳島
税務署承認済